

吉岡町告示第19号

吉岡町条件付一般競争入札実施要綱を次のように定める。

令和6年1月29日

吉岡町長 柴崎 徳一郎

吉岡町訓令第4号

吉岡町条件付一般競争入札実施要綱

吉岡町条件付一般競争入札実施要綱（平成18年吉岡町訓令第34号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、吉岡町財務規則（平成19年吉岡町規則第21号。以下「規則」という。）、吉岡町水道事業会計規程（平成7年吉岡町規程第1号）及び吉岡町下水道事業会計規則（令和2年吉岡町規則第28号）に定めるもののほか、吉岡町（以下「町」という。）が発注する建設工事、製造の請負、物品の購入その他の業務（以下これらを「建設工事等」という。）に係る条件付一般競争入札を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象建設工事等）

第2条 条件付一般競争入札の対象となる建設工事等は、予定価格がおおむね5,000万円以上（物品の購入にあつては、おおむね1,000万円以上）の建設工事等であつて、業務内容、履行期限等を勘案して吉岡町長（以下「町長」という。）が選定したものとする。

（入札の公告等）

第3条 町長は、前条に規定する建設工事等を条件付一般競争入札に付すときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6の規定に基づく公告（以下「入札公告」という。）をするものとする。

2 町長は、入札公告を行ったときは、町のホームページ等を利用してその周知に努めるものとする。

（入札参加資格）

第4条 条件付一般競争入札に参加できる者（以下「参加対象者」という。）は、次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

- (1) 吉岡町入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 自治令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者であつて、それらの申立てに係る手続開始の決定がなされた後において吉岡町入札参加資格の再認定を受けているものにあつては、この限りでない。
- (4) 建設工事の場合にあつては、地元業者（町内に本社若しくは本店を有している者又は群馬県内に本社若しくは本店のある町内の支店若しくは営業所であつて当該支店若しくは営業所の代表者に見積もり、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限

が与えられているものをいう。) であること並びに建設工事ごとに競争性及び公平性の確保に留意して町長がその都度定める県内業者であること。ただし、吉岡町建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成15年吉岡町訓令)を適用する建設工事の場合は、この限りでない。

- (5) 町税等(吉岡町税条例(昭和30年吉岡村条例第28号)第3条に規定する町税をいう。)を滞納していないこと。
- (6) 吉岡町建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成23年吉岡町訓令第21号)第2条第1項に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 建設工事(水道施設工事のうち水道給水工事に限る。)の場合にあつては、吉岡町指定給水装置工事事業者であること。
- (8) 建設工事の場合にあつては、次に掲げる要件を具備していること。

ア 対象となる工種ごとに建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可(水道施設工事のうち水道本管工事の場合にあつては水道施設工事の許可及び土木一式工事又は管工事の許可、水道施設工事のうち水道給水工事の場合にあつては水道施設工事及び管工事の許可とする。)を受けていること。

イ アに掲げるもののほか、建設工事の内容により町長が必要と認めるときは、同法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けていること。

ウ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の総合評点が次の表の基準を満たしていること。

工種	予定価格	経営事項審査結果の総合評点
土木一式工事	5,000万円以上1億円未満の場合	850点以上
	1億円以上の場合	1,000点以上
建築一式工事	5,000万円以上1億5,000万円未満の場合	850点以上
	1億5,000万円以上の場合	1,000点以上
電気・電気通信・管(設備)工事	5,000万円以上の場合	900点以上
水道施設工事	5,000万円以上の場合	900点以上

- (9) 建設工事の場合にあつては、過去に複数の同種の公共工事の施工実績があること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、建設工事等ごとに町長が定める要件を満たしていること。

2 町長は、前条及び前項の規定により難しい建設工事等及び資格基準等を設定して入札を行おうとするときは、吉岡町競争入札執行制度審査委員会(以下「審査委員会」という。)の意見を聴いた上で実施するものとする。

(執行方法)

第5条 条件付一般競争入札は、入札への参加資格の確認に係る審査を当該入札の執行前に行う事前審査方式(以下「条件付一般競争入札(事前審査方式)」という。)又は当該審査を入札の執行後に改めて行う事後審査方式(以下「条件付一般競争入札(事後審

査方式) 」という。) のいずれかの方式により執行するものとし、その区分は、入札公告により明示するものとする。

2 条件付一般競争入札(事後審査方式)は、第7条第3項の規定により入札保証金を免除するときに執行する。

3 条件付一般競争入札(事前審査方式)の事務手続は、入札公告、入札への参加資格の確認、当該確認に対する審査、入札及び開札の順で行うものとする。

4 条件付一般競争入札(事後審査方式)の事務手続は、入札公告、入札への参加資格の確認、入札、開札及び当該確認に対する審査の順で行うものとする。

(入札参加の確認)

第6条 条件付一般競争入札への参加資格の確認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる条件付一般競争入札の区分に応じ、入札公告で定める期限までに当該各号に定める書類を町長に提出しなければならない。

(1) 条件付一般競争入札(事前審査方式) 次に掲げる書類

ア 吉岡町条件付一般競争入札参加申請書兼資格審査申請書(様式第1号)

イ 建設工事の場合にあつては、建設業法第3条第1項に規定する許可書の写し及び同法第27条の2第1項に規定する経営事項審査結果通知の写し

ウ その他町長が必要と認める書類

(2) 条件付一般競争入札(事後審査方式) 次に掲げる書類

ア 吉岡町条件付一般競争入札参加申請書(様式第2号)

イ その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項第1号に規定する書類の提出を受けたときは、審査委員会の意見を聴いた上で参加資格の有無を確認し、吉岡町条件付一般競争入札参加資格確認通知書(様式第3号)により当該提出をした申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項第2号に規定する書類の提出を受けたときは、吉岡町条件付一般競争入札参加資格確認通知書に事後審査方式であること及び暫定的に参加資格を容認した旨を付して当該提出をした申請者に通知するものとする。ただし、入札参加資格がないことが明らかであると認められるときは、無効とする。

4 第1項に規定する期限までに同項各号に規定する書類を提出しない者は、入札に参加できないものとする。

(入札保証金)

第7条 前条第2項の規定により参加資格を有することの確認を受けた申請者は、条件付一般競争入札に参加しようとするときは、規則第147条(吉岡町水道事業会計規程第94条において準用する場合を含む。)又は吉岡町下水道事業会計規則第94条の規定により当該条件付一般競争入札に係る入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第148条第1項(吉岡町水道事業会計規程第94条及び吉岡町下水道事業会計規則第95条において準用する場合を含む。以下同じ。)に該当するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により入札保証金の免除を受けようとする者は、入札保証金免除申請書(様式第4号)により町長に申請しなければならない。

3 町長は、入札に係る入札保証金を免除して当該入札を執行しようとするときは、その

旨を入札公告等により明らかにするものとする。

(設計図書等の配布並びに質問の受付及び回答)

第8条 設計書、図面及び仕様書（以下これらを「設計図書等」という。）の配布並びに質問の受付及び回答の方法は、入札公告において明示するものとする。

(積算内訳書の提出)

第9条 申請者は、建設工事等の入札の際、積算内訳書を町長に提出しなければならない。
(入札の執行等)

第10条 条件付一般競争入札の執行に当たっては、自治令第167条の10第1項の規定により低入札価格調査の調査基準価格を設定することができる。

2 予定価格の事前公表した案件の入札執行回数は、1回とする。

3 条件付一般競争入札（事後審査方式）の場合において、町長は、開札した後に落札を保留とし、予定価格の範囲内で最低制限価格以上又は失格制限価格以上の価格をもって入札した者であって、最低入札価格で入札したものを落札候補者とするものとする。

(落札候補者における審査書類の提出)

第11条 町長は、前条第3項に規定する落札候補者（以下「落札候補者」という。）の入札への参加資格に係る審査を行うため、開札した後に直ちに当該落札候補者に吉岡町条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第5号）及び入札への参加資格を確認するための書類（以下これらを「審査書類」という。）の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、前項に規定する提出を求められた日の翌日から起算して2日以内に、審査書類を持参又は電子メールにより企画財政課に提出しなければならない。

3 落札候補者が前項の規定による提出の期限までに審査書類を提出しないときは、当該落札候補者の入札を無効とする。

4 町長は、審査委員会の意見を聞き、審査書類により落札候補者の入札への参加資格の審査を行う。

5 町長は、前項の規定による審査の結果、落札候補者に入札への参加資格があることを確認したときは、当該落札候補者を落札者と決定し、速やかにその旨を通知するものとする。

6 町長は、第4項の規定による審査の結果、落札候補者の入札への参加資格がないことを確認した場合は、次順位者（当該落札候補者を除き、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した申請者であって、最低入札価格で入札したもの）を新たな落札候補者として、同項の規定による審査を行うものとする。次順位者について入札参加資格がないと認めるときも、同様とする。

7 町長は、第4項の規定による審査の結果、申請者に入札参加資格がないと認めるときは、吉岡町条件付一般競争入札参加確認通知書にその旨を付して、通知する。

8 前項の規定により通知を受けた申請者は、同項の通知の日の翌日から起算して5日以内に、書面により町長に申し出たときは、入札参加資格がないと認められた理由についての説明を受けることができる。

(電子入札による手続き)

第12条 ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合は、この要綱の規定にかかわらず、ぐんま電子入札共同システムによる手続により行うことができる。

(虚偽記載等の不正な行為)

第13条 町長は、虚りその他の不正の手段により入札に参加した者があったときは、当該入札に参加した者の入札を無効とすることができる。ただし、落札者の決定以降に判明したときは、当該入札に参加した者の入札を無効とせず、契約の解除、指名停止等の措置を講じることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年2月1日から施行し、同日以後になされた入札公告に係る建設工事等について適用する。

吉岡町長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

吉岡町条件付一般競争入札参加申請書兼資格審査申請書

下記の建設工事等に係る条件付一般競争入札（事前審査方式）に参加したいので、当該公告に掲げる事項を承諾の上、関係書類を添えて申請します。

また、本申請をもって以下の宣誓事項について宣誓いたします。

記

- 1 公告年月日（公告番号） 年 月 日（第 号）
- 2 建設工事等名
- 3 履行場所
- 4 提出書類（公告文の提出書類を以下に列記し、添付しているか確認すること。）

宣誓事項

- 1 地方自治法施行令第167条の4に該当していないこと。
- 2 吉岡町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- 3 会社更生法又は民事再生法に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 4 申請者が複数団体で構成されている場合は、1から3の事項について、全構成員が該当していること。
- 5 添付書類の内容について事実と相違ないこと。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

吉岡町長

様

住所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

吉岡町条件付一般競争入札参加申請書

下記の建設工事等に係る条件付一般競争入札（事後審査方式）に参加を希望いたします。
つきましては、当該公告に掲げる各条件を承諾の上、申請します。

記

- 1 公告年月日 年 月 日
- 2 建設工事等名
- 3 履行場所

第 号
年 月 日

様

吉岡町長

印

吉岡町条件付一般競争入札参加資格確認通知書

年 月 日付け申請のあった参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

入札参加資格がないと通知された方は、その理由について、書面をもって申し出たときは、本通知日の翌日から起算して5日以内に簡易な内容確認を除き吉岡町長に説明を求めることができます。

記

1 申請のあった建設工事等の事項

公告年月日（公告番号）	年 月 日（第 号）
建設工事等名	
履行場所	
執行方法	

2 資格確認結果

入札参加資格	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有（暫定的に資格有） <input type="checkbox"/> 無
入札書提出方法	
入札期間	
入札参加資格判定の理由	

吉岡町長

様

住所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

入札保証金免除申請書

下記の建設工事等の入札に係る入札保証金について、免除されたく申請します。

記

- 1 公告年月日（公告番号）
- 2 建設工事等名
- 3 履行場所
- 4 免除申請（該当する事由を選択して下さい。）
 - (1) 吉岡町財務規則第148条第1号に該当
別紙 入札保証保険契約書のとおり
 - (2) 吉岡町財務規則第148条第2号に該当
(過去 年間に国又は地方公共団体との間に本工事と同等額の工事を数回以上にわたり契約し、これらを誠実に履行した。)
(過去に履行した同等額の工事)

契約月日	契約先	工事名	請負金額（千円）	工事概要

備考 工事の内容が確認できる契約書の写しを添付すること。

年 月 日

吉岡町長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

吉岡町条件付一般競争入札参加資格確認申請書

下記の建設工事等に係る条件付一般競争入札（事後審査方式）に係る入札参加確認申請に当たり、当該入札の公告に掲げる事項を承諾の上、関係書類を添えて申請いたします。また、本申請をもって以下の宣誓事項について宣誓いたします。

記

- 1 公告年月日（公告番号） 年 月 日
- 2 建設工事等名
- 3 履行場所
- 4 提出書類（公告文の提出書類を以下に列記し、添付しているか確認すること。）

宣誓事項

- 1 地方自治法施行令第167条の4に該当していないこと。
- 2 吉岡町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- 3 会社更生法又は民事再生法に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 4 申請者が複数団体で構成されている場合は、1から3の事項について、全構成員が該当していること。
- 5 添付書類の内容について事実と相違ないこと。